

【説明資料】

1 米国産牛肉の貿易再開問題の経緯

(1) 米国産牛肉の輸入停止

BSE発生国で生産された牛肉等については、食品の安全性確保に万全を期すとともに、病原体の侵入を防止するため、食品衛生法及び家畜伝染病予防法に基づき、国産牛肉と同等の安全性が確保されることが確認されるまでの間、その輸入を認めないこととしている。

2003年12月24日、米国国内でBSE感染牛が確認されたことを受け⁽⁸⁾、厚生労働省及び農林水産省は、米国産牛肉及び牛肉製品等の輸入を暫定的に停止した。

(2) 米国産牛肉再開に向けた協議

米国でのBSE感染牛の確認後、日本は直ちに専門家を現地に派遣し、BSE感染牛の由来、同居牛の取扱い等のBSEに係る事実関係や、サーベイランス体制、飼料給与禁止措置等のBSE対策の調査を行い、2004年1月、その結果を公表した⁽⁸⁾。その後日米事務レベル協議、日米の科学者・学識者による専門的・科学的な協議を実施した。

2004年4月24日に開催されたBSEに関する第3回日米局長級協議における合意に従い、専門家及び実務担当者からなる日米BSEワーキンググループが設置され、日米間の牛肉貿易再開に向けて、BSEの検査方法や特定危険部位(SRM)の除去方法など7つの項目について、技術的・専門的視点から3回に渡り議論を行った⁽¹¹⁾。

2004年10月23日、第4回日米局長級協議において、日米両国政府は、米国産牛肉の日本向け貿易再開に関し、食品安全委員会による審議を含むそれぞれの国内の承認手続きを条件に、米国側が、①SRMはあらゆる月齢の牛から除去すること、②牛肉は、個体月齢証明等の生産記録を通じて20ヶ月齢以下と証明される牛由来とすること等を内容とする牛肉輸出証明プログラムを設けることについて認識を共有した。

その後、日米の実務担当者間で、牛肉輸出証明プログラムに関する協議が行われてきた^(12, 36)。

2 牛肉貿易に関する国際基準とBSEリスク評価

(1) SPS協定について⁽¹⁾

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）によれば、牛肉の国際貿易については、動物の健康（animal health）及び人

獸共通感染症（zoonosis）に関し、国際獣疫事務局（OIE）が作成した国際的な基準、指針及び勧告に基づき、加盟国間で調和のとれた衛生検疫措置をとることを推奨している。

同協定では、科学的に正当な理由がある場合又は適切なリスク評価を行った場合には、国際基準よりも高い水準の検疫措置を導入することができるとしている。また、関連する科学的根拠が不十分な場合には暫定的に検疫措置を採用することができるとしているが、この場合は、客観的なリスク評価のために必要な情報を得るよう努め、また、適当な期間内に当該検疫措置を再検討すること（第3条、第5条）とされている。

（2）OIEの定める基準^(2, 3, 4)

BSEに関する国際基準は陸生動物衛生規約に定められている。

この規約で、BSEに関するリスク評価の手法が定められており、侵入リスク、曝露リスク、監視体制に関する項目を総合的に評価するとともに、その結果特定されたリスクへの適切な対処状況や、サーベイランス、フィードバン等の実施状況により、BSEの浸潤状況を5段階に分類している。また、輸出国のBSEの浸潤状況の段階に応じて牛肉等の衛生上の輸入条件が定められている。

これまで欧洲食品安全庁は、このOIEの規約に挙げられているリスク評価要因を考慮しつつ、各国のBSEのリスクを定性的に評価している^(5, 6, 7, 31)。

なお、OIEでは現在、骨なし牛肉をいかなる輸入条件も要求すべきでない品目に追加すること等を内容とするBSEに関する国際基準の見直し作業を行っているところであり、本年5月のOIE定例総会において議論されているところである。

3 米国のBSE対策の概要

（1）肉牛産業の概要

米国には9千4百万頭、日本の約20倍の牛が飼養されている。このうち、肉牛が6千4百万頭、乳牛が1千3百万頭、子牛等が1千7百万頭である。^(14, 16)

肉牛の飼養形態は多様であるが、一般的には発育段階に沿って繁殖、育成、肥育の3段階に分かれる。繁殖農家では一般的に周年放牧で、自然交配により出産した子牛が概ね6ヶ月まで飼養される。子牛は次いで、放牧、特に小麦畑での放牧により育成する経営や穀物・補助飼料を与えて育成する農家で、6～8ヶ月間飼養される。育成牛は次いで3～4ヶ月間フィードロット（穀物肥育農場）で肥育され、と畜場に出荷される。なお、子牛のうち、体重の重いもの

等には育成段階を経ずにフィードロットに送られるものがある^(13、18、19)。

年間と畜頭数は約34百万頭で日本の約30倍であり、年間約8百万トンの牛肉（部分肉ベース）が生産されている^(13、15、17)。

（2）輸入規制

1989年、英国等BSE発生国からの反すう動物及びその肉骨粉の輸入を禁止、1991年、BSE発生国からの反すう動物の肉の輸入を禁止した⁽³²⁾。現在、BSE発生国及び輸入規制が米国より緩い等の国からこれらの物品の輸入を禁止している⁽²⁰⁾。

1980年以降、BSEリスクのある国から輸入された生体牛は、英國から3百頭程度、他の欧州等からは千頭程度となっている。また、肉骨粉は、英國から5トン輸入されており、他の国からは反すう動物の肉骨粉は輸入されていない⁽³¹⁾。

カナダからは生体牛が年間50万頭～170万頭程度、肉骨粉が年間1万8千トン～4万4千トン程度輸入されている（2003年まで）⁽³¹⁾。

（3）飼料規制^(9、10、11、12、25)

現行の飼料規制は、1997年8月に施行された連邦規則21CFR § 589.2000に基づき行われている⁽²¹⁾。飼料規制の内容としては、一部のたん白質を除きほ乳動物由来たん白質を反すう動物の飼料原料に使用することの禁止及びその旨の表示の義務付け並びに給餌及び飼料製造の記録の保存を義務付けるものとなっている⁽²¹⁾。

これら飼料規制の遵守状況については、米国食品医薬品局（FDA）等の検査官がガイドライン⁽²²⁾に基づき検査を実施しており、検査結果を公表⁽²³⁾している。また、米国会計検査院（GAO）は飼料規制の実施状況について定期的に調査を行い、改善が必要な点について勧告を行っている⁽²⁵⁾。

なお、2003年12月に米国内でBSE感染牛が確認されたことを踏まえ、2004年1月には、牛由來の血液及び血液製品、残飯等の使用規制等について、同年7月には、全ての動物用飼料原料からのSRM、歩行困難牛及び死亡牛の排除並びに反すう動物用飼料製造施設の専用化等交差汚染防止対策の強化について、パブリックコメントを実施したが⁽²⁴⁾、これらの規制は未だ実施されていない。

飼料・レンダリング産業については、畜種別に施設の専用化等が進んでおり、配合飼料については自家配合農家等による畜種別の生産が多い⁽²⁶⁾。

(4) 報告義務及びサーベイランス^(9, 10, 11, 12)

1986年以降BSEについて届出が義務付けられ、獣医官は連邦政府及び州政府に通報することとされた⁽³²⁾。

サーベイランスについては、1990年に米国政府がサーベイランスプログラムを開始し、以降13年間、BSEの陽性事例は見られなかつた^(29, 32, 34)が、2003年12月、ワシントン州のと畜場でと畜された牛で、感染が確認された。

2003年の対象頭数は2万頭であったが、⁽²⁹⁾、BSE感染牛が確認されたこと等から2004年6月からはサーベイランスを強化し、12ヶ月から18ヶ月の間に20数万頭規模を対象とするとした^(27, 28, 34)。この強化サーベイランスの下で、これまで35万頭以上の検査を行っているが、BSE陽性牛は確認されていない⁽²⁹⁾。

(5) と畜場及び食肉処理施設における対策^(12, 30)

と畜場及び食肉処理施設におけるBSE対策（2003年12月30日発表）については、①歩行困難な牛の食用禁止、②すべての月齢の牛について扁桃及び小腸を除去し、30ヶ月齢以上の牛について頭蓋、脳、三叉神経節、眼、せき柱、せき髄及び背根神経節の除去、③AMR（高圧で骨を破壊することなく肉を採取する方法）の規制強化（30ヶ月齢以上の牛のせき柱の使用禁止等）、④空気噴射スタンニングの禁止、⑤BSE検査中の牛肉はBSE陰性が確認されるまで流通禁止等を内容とする規則が2004年1月12日に施行されている。

4 米国のリスク評価等

米国におけるBSEのリスクは、米国内では米国農務省の依頼によりハーバード大学も評価を行っている（2001年、2003年）^(32, 33)ほか、米国外では欧州食品安全庁が評価を行っている（2004年）⁽³¹⁾。また、米国農務省監査官が、サーベイランスについて評価を行っている（2004年）⁽³⁴⁾。

また、BSEが発生したことを受け、国際的な専門家グループがBSE感染牛の疫学的調査と米国政府のBSE対策について、調査・勧告を行っている（2004年）⁽⁹⁾ほか、米国農務省は、北米で確認された4頭のBSE感染牛について疫学的な調査を行い、原因究明及びまん延の可能性について検証している（2005年）⁽³⁵⁾。

（以上）

参考資料（米国関連）

- 牛肉貿易に関する国際基準と BSE リスク評価
 - 1 【衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (AGREEMENT ON THE APPLICATION OF SANITARY AND PHYTOSANITARY MEASURES)】(世界貿易機関 (WTO) の下で動植物検疫措置について規定した WTO 協定の附属協定)
 - 2 【OIE Terrestrial Animal Health Code(2004) GENERAL PROVISIONS SECTION 1.3. RISK ANALYSIS(1.3.1, 1.3.2)】(国際獣疫事務局 (OIE) のリスク評価に関する規約)
 - 3 【OIE Terrestrial Animal Health Code(2004) CHAPTER 2.3.13. Bovine spongiform encephalopathy】(OIE の BSE に関する規約)
 - 4 【OIE Terrestrial Animal Health Code(2004) APPENDIX 3.8.5. Factors to consider in conducting the bovine spongiform encephalopathy risk assessment recommended in chapter 2.3.13.】(OIE の BSE に関する規約に基づくリスク評価を行う場合に考慮すべき要因)
 - 5 【Final Opinion of the SCIENTIFIC STEERING COMMITTEE on the Geographical Risk of Bovine Spongiform Encephalopathy (GBR) (Adopted on 6/July/2000)】(欧洲科学運営委員会 (SSC) による BSE リスク評価手法の最終意見)
 - 6 【Update of the Opinion of the SCIENTIFIC STEERING COMMITTEE on the Geographical Risk of Bovine Spongiform Encephalopathy (GBR) (adopted on 11 January 2002)】(参考資料 5 の改正)
 - 7 【REGULATION (EC) No 999/2001 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 May 2001】(欧洲連合の TSE 対策全般に関する規則)
- 米国の BSE 対策の概要
 - 8 【米国での BSE 発生に伴う海外調査について】(農林水産省ホームページ：平成 16 年 1 月に我が国が実施した米国の BSE に係る事実関係及び BSE 対策についての調査報告)
 - 9 【International Panel Report on BSE Measures in the US (2004.2.2)】(BSE 発生を受けて、国際調査団が行った米国の BSE 対策に関する調査報告書)
 - 10 【Response to "Report on Measures Relating to Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in the United States (2004.3.4)】(国際調査団が行った勧告に対する米国政府の主張)
 - 11 【BSE に関する専門家及び実務担当者会合 (WG) 報告書 (2004.7.22)】(日米の BSE 専門家及び実務担当者による両国の BSE 対策に係る技術的会合の取りまとめ)
 - 12 【牛海绵状脳症 (BSE) に関する質問と答え】(在日本米国大使館ホームページ：米国の BSE 対策についての Q & A)
- 肉牛産業の概要
 - 13 【OVERVIEW OF THE U.S. BEEF INDUSTRY】(米国からの提出資料：米国の肉牛産業の概要)
 - 14 【United States and Canadian Cattle (Agricultural Statistics Board NASS USDA)】(米国農務省の統計資料)
 - 15 【Livestock Slaughter 2004 Summary (NASS USDA)】(米国農務省の統計資料)
 - 16 【畜産統計調査 (平成 16 年 2 月 1 日現在) 農林水産統計】(農林水産省大臣官房統計部の資料)
 - 17 【平成 16 年畜產物流通統計】(農林水産省大臣官房統計部の資料)
 - 18 【Determination of Cattle Age】(第 1 回牛の月齢判別に関する検討会資料)
 - 19 【Question and Requests to FDA】(米国からの提出資料：飼料規制に関する米国への質問に対する回答から抜粋)
- 輸入規制
 - 20 【Title9, Code of Federal Regulations, Part 94.18、94.19、95.4】(畜産物の輸入規制に関する連邦規則)

飼料規制

- 21 【Title21, Code of Federal Regulations, Part 589.2000(1997.8.4)】(飼料規制に関する連邦規則)
- 22 【BSE/Ruminant Feed Ban Inspections(2003.10.21)】(FDA 検査官等の検査ガイドライン)
- 23 【CVM UPDATE -Update on Feed Enforcement Activities-(2005.3.17)】(飼料規制の遵守状況)
- 24 【CVM UPDATE-FDA AND USDA REQUEST COMMENTS AND SCIENTIFIC INFORMATION ON POSSIBLE NEW BSE SAFEGUARDS (2004.7.9)】(飼料規制の強化についてのパブリックコメント募集)
- 25 【MAD COW DISEASE -FDA'S Management of the Feed Ban has improved, but oversight weaknesses continue to limit program effectiveness(2005.2.25 GAO-05-101)】(飼料規制に関し米国会計検査院が 2002 年に行った指摘がどの程度改善されたかについて検証した報告書)
- 26 【米国及びカナダにおける BSE 対策に関する現地調査について (報告)】(農林水産省ホームページ : 米国及びカナダにおける BSE 対策の現地調査概要)
報告義務及びサーベイランス
- 27 【Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) Surveillance Plan (2004.3.15 APHIS)】(2004 年 6 月から実施している拡大サーベイランス計画)
- 28 【Evaluation of the Potential for Bovine Spongiform Encephalopathy in the United States : Harvard Center for Risk Analysis(2004.3.12)】(ハーバード大学が行った拡大サーベイランス計画の評価)
- 29 【Additional Question and Requests to USDA】(米国からの提出資料 : 米国への質問に対する回答 : サーベイランス部分抜粋)
と畜場及び食肉処理施設における対策
- 30 【Federal Register/Vol.69, No.7/Monday, January 12, 2004】(と畜場及び食肉処理施設における SRM の除去、ダウナー牛の食用禁止等の規制強化に関する連邦規則)

○ 米国のリスク評価等

- 31 【EFSA Scientific Report on the Assessment of the Geographical BSE-Risk (GBR) of the United States of America (USA)】(欧州食品安全庁が行った米国の BSE リスク評価)
- 32 【Evaluation of the Potential for BSE in the US (2001.11.26 Harvard Center for Risk Analysis)】(ハーバード大学が行った米国の BSE リスク評価)
- 33 【Evaluation of the Potential Spread of BSE in Cattle and Possible Human Exposure Following Introduction of Infectivity into the US from Canada (2003.10.31 Harvard Center for Risk Analysis)】(ハーバード大学が行ったカナダから BSE が侵入したと仮定した場合の米国の BSE リスク評価)
- 34 【Audit Report: APHIS and FSIS BSE Surveillance Program - Phase I (2004.8.18 USDA OFFICE OF INSPECTOR GENERAL)】(米国農務省監査官が行った米国のサーベイラントの評価)
- 35 【U.S.Department of Agriculture's Summary of the Epidemiological Findings of North American Bovine Spongiform Encephalopathy Positive Cattle】(米国農務省による北米で確認された 4 例の BSE 感染牛に関する疫学調査報告書)

牛の個体識別制度及び月齢確認方法について

- 36 【牛の月齢判別に関する検討会報告書及び関係資料】